

事務連絡
令和3年6月25日

各都道府県・各政令市
廃棄物行政主管部（局）御中

環境省環境再生・資源循環局
廃棄物規制課

電子マニフェストシステムの障害に伴う電子マニフェスト情報の
登録等の取扱いについて

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第12条の5に規定する、電子情報処理組織を使用し、委託した産業廃棄物の処理の終了を確認等する電子マニフェストシステム（以下「システム」という。）については、法第13条の2の規定に基づき環境大臣から指定された公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター（以下「情報処理センター」という。）が管理等を行っているところです。

このたび、令和3年6月24日午後10時20分頃より、データセンターで発生した火災による電源システムの故障を起因とするシステム障害が発生したため、加入者がシステムを利用できない状況が生じています。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第8条の31の6、第8条の34及び第8条34の3においては、産業廃棄物の引渡し又は運搬及び処分の終了について、情報処理センターへの登録又は報告の期限を3日以内（休日等を除く。）としているところですが、今回の障害の発生を踏まえ、障害発生時点以降にシステムを利用し、登録又は報告を予定していた加入者については、復旧後に速やかに情報処理センターへの登録又は報告を行うことにより法律違反を問わないことが妥当と考えます。貴部（局）におかれても、この旨御配慮願います。

原因究明や復旧の状況につきましては、随時御連絡いたします。貴部（局）におかれては、今後とも産業廃棄物の適正処理の確保について特段の御協力をお願い申し上げます。